（通知の写しの送付）

**第八十八条の十四**　第八十八条の三第一項、第八十八条の四第一項、第八十八条の五第一項、第二項及び第五項、第八十八条の六第一項、第二項及び第四項、第八十八条の七第一項、第八十八条の八第一項、第八十八条の九第一項、第八十八条の十第一項本文、第八十八条の十一第一項並びに第八十八条の十二第一項に規定する通知を行つた自衛隊の部隊等の長は、遅滞なく、当該通知の写し（第八十八条の十第一項ただし書及び前条第二項ただし書の規定により通知を行つた場合にあつては、当該通知の内容を記載した文書）を関係地方防衛局長に送付しなければならない。

（防衛大臣への報告等）

**第八十八条の十五**　第八十八条の三第一項、第八十八条の四第一項、第八十八条の五第一項、第二項及び第五項、第八十八条の六第一項、第二項及び第四項、第八十八条の七第一項、第八十八条の八第一項、第八十八条の九第一項、第八十八条の十第一項、第八十八条の十一第一項並びに第八十八条の十二第一項に規定する通知を行つた自衛隊の部隊等の長は、撤収を命ぜられ、又は法第七十七条の二の規定による命令が解除されたとき（引き続き法第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた場合にあつては、撤収を命ぜられたとき）は、遅滞なく、当該通知の写し（第八十八条の十第一項ただし書及び第八十八条の十三第二項ただし書の規定により通知を行つた場合にあつては、当該通知の内容を記載した文書）を順序を経て防衛大臣に送付するとともに、当該通知を受けた者が述べた意見の内容及び当該意見と当該部隊等がした行為との関係について順序を経て防衛大臣に報告しなければならない。

（関係する自衛隊の部隊等の長及び関係地方防衛局長の連絡及び協力）

**第八十八条の十六**　法第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は法第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等の長は、法第百十五条の六、第百十五条の八、第百十五条の十、第百十五条の十一、第百十五条の十三から第百十五条の十七まで及び第百十五条の二十一並びに令第百六十一条の規定を実施するため、関係する自衛隊の部隊等の長及び関係地方防衛局長と緊密な連絡を保たなければならない。

2　法第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は法第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等の長は、法第百十五条の六、第百十五条の八、第百十五条の十、第百十五条の十一、第百十五条の十三から第百十五条の十七まで及び第百十五条の二十一並びに令第百六十一条の規定を実施するため必要と認めるときは、関係する自衛隊の部隊等の長又は関係地方防衛局長に対し協力を求めることができる。

3　法第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は法第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等の長は、前項の規定により協力を求める場合には、当該協力に必要な事項を当該協力を求める自衛隊の部隊等の長又は地方防衛局長に示すものとする。

4　第二項の規定により協力を求められた地方防衛局長は、積極的に協力しなければならない。

別表第十五中「別表第十五（第八十六条の七関係）」を「別表第二十一（第八十六条の二十三関係）」に改め、同表を別表第二十一とし、同表の次に次の十表を加える。

**別表第二十一**（第八十六条の二十四関係）

（取扱物資の保管を命ぜられた者）　殿

文書番号
発簡年月日

（都道府県知事／防衛大臣／方面総監等）　印

取扱物資保管状況等報告要求書

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第103条第14項の規定に基づき、次の事項について、下記のとおり報告を求める。

1　取扱物資の保管状況と当該状況を確認した年月日

2　保管状況と公用令書の記載事項との間の相違の有無及びその内容

3　前項の相違がある場合の理由

記

| 報告期限 | |
|---|---|
| 備考 | |

本件について、報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、自衛隊法第124条の規定により、20万円以下の罰金に処せられます。

注意事項

1　「報告期限」の欄には、報告を求める期限の年月日を記載する。

2　「備考」の欄には、必要に応じ、報告の方法、場所等、連絡先、公用令書の文書番号等を記載する。

なお、備考欄に書ききれない場合などにおいては、必要事項を記載した別紙を添付し、又は当該保管を命じた公用令書の写しを添付することができる。

備考：用紙は、日本工業規格A列4番とする。

（裏　面）

（都道府県知事／防衛大臣／方面総監等）　殿

取扱物資保管状況等報告

標記について、下記のとおり報告する。

記

| 取扱物資の保管状況 | |
|---|---|
| 確認した年月日 | |
| 記載事項との間の相違の有無及び内容 | |
| 相違の理由 | |

本件について、報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第124条の規定により、20万円以下の罰金に処せられます。

注意事項

1　「取扱物資の保管状況」の欄には、命ぜられた取扱物資の保管状況について、良好、不良その他の具体的な保管状況を記載（報告）する。（例えば、「（物資を記入）の台が不良（故障）。（物資を記入）のリットルについては良好。」は良好、（物資を記入）の（数量を記入）はすべて不良。」）

2　「確認した年月日」の欄には、命ぜられた取扱物資の保管状況について確認した年月日を記載（報告）する。（例えば、「　年　月　日」）